

保護者記入

- ※1 病院で記入してもらう必要はありませんが、医師の指示のもと療養を行ってください。
※2 登校の目安の判断について迷う場合は、かかりつけ医へご相談ください。

回復届出書(保護者記入)

浦添市立 学校

年 組 氏名

疾病名

受診医療機関名

症状が出た日 月 日 登校可能日 月 日

浦添市立 港川中学校 学校長様

医師の診断・相談の結果、他への感染の恐れがないと認められ、体調が回復しましたので登校させます。

年 月 日

保護者名 印

浦添市立 港川中学校

年 組 番 氏名

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の体温記入表

※発症日・解熱した日・軽快した日を「0日目」として、翌日から「1日目」「2日目」・・・と数えます。

<保護者記入欄>

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜)	()	()	()	()	()	()	()	()
朝								
(時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕								
(時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

注) 少なくとも太枠の間(発症日から5日間)は学校をお休みになります。

それに加えて、下の期間表に合わせて、登校日が変わります。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間表

	感染症	発症日	発症後5日間は出席停止(自宅療養)					解熱/軽快していなければ延長	
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 <u>1日目</u> に	インフル	発熱	解熱後	2日目		自宅	自宅	登校可能	
解熱/軽快	コロナ	発症	軽快後 1日目		自宅	自宅	自宅	登校可能	
発症後 <u>2日目</u> に	インフル	発熱	発熱	解熱後	2日目		自宅	登校可能	
解熱/軽快	コロナ	発症	自宅	軽快後 1日目		自宅	自宅	登校可能	
発症後 <u>3日目</u> に	インフル	発熱	発熱	発熱	解熱後	2日目		登校可能	
解熱/軽快	コロナ	発症	自宅	自宅	軽快後 1日目		自宅	登校可能	
発症後 <u>4日目</u> に	インフル	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱後	2日目	登校可能	
解熱/軽快	コロナ	発症	自宅	自宅	自宅	軽快後 1日目		登校可能	
発症後 <u>5日目</u> に	インフル	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱後	2日目	
解熱/軽快	コロナ	発症	自宅	自宅	自宅	自宅	軽快後 1日目		登校可能

出席停止になる学校感染症一覧

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準	提出書類
第 Ⅰ 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	医師記入の診断書
第 Ⅱ 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌 薬治療法が終了するまで	「回復届出書」 （保護者による記入）
	麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで	「インフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症 体温記入表」
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過 するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日 を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認 められるまで	医師記入の診断書
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで（抗結核薬の予防投薬は出 席停止に該当しない）	
第 Ⅲ 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで	提出書類は学校医と 相談の上決定する（※1）
	パラチフス		
	細菌性赤痢		
	コレラ		
	腸チフス		
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで	出席停止の措置をとる 場合（※2）、 提出書類は学校医と相談 の上決定する
	流行性角結膜炎		
	その他の感染症（感染性胃 腸炎、マイコプラズマ、溶連菌 感染症、手足口病、伝染性紅 斑、伝染性膿痂疹等）	症状が改善し、全身状態が良くなるまで	

※1 医師の診断書をとるか保護者記入の回復届出書をとるかは、学校医と相談の上決定する。

※2 その他の感染症は、必ず出席停止を行うべきものではなく、地域や学校における発生・流行の態様等を考慮の上で
校長が学校医の意見を聞き判断する。